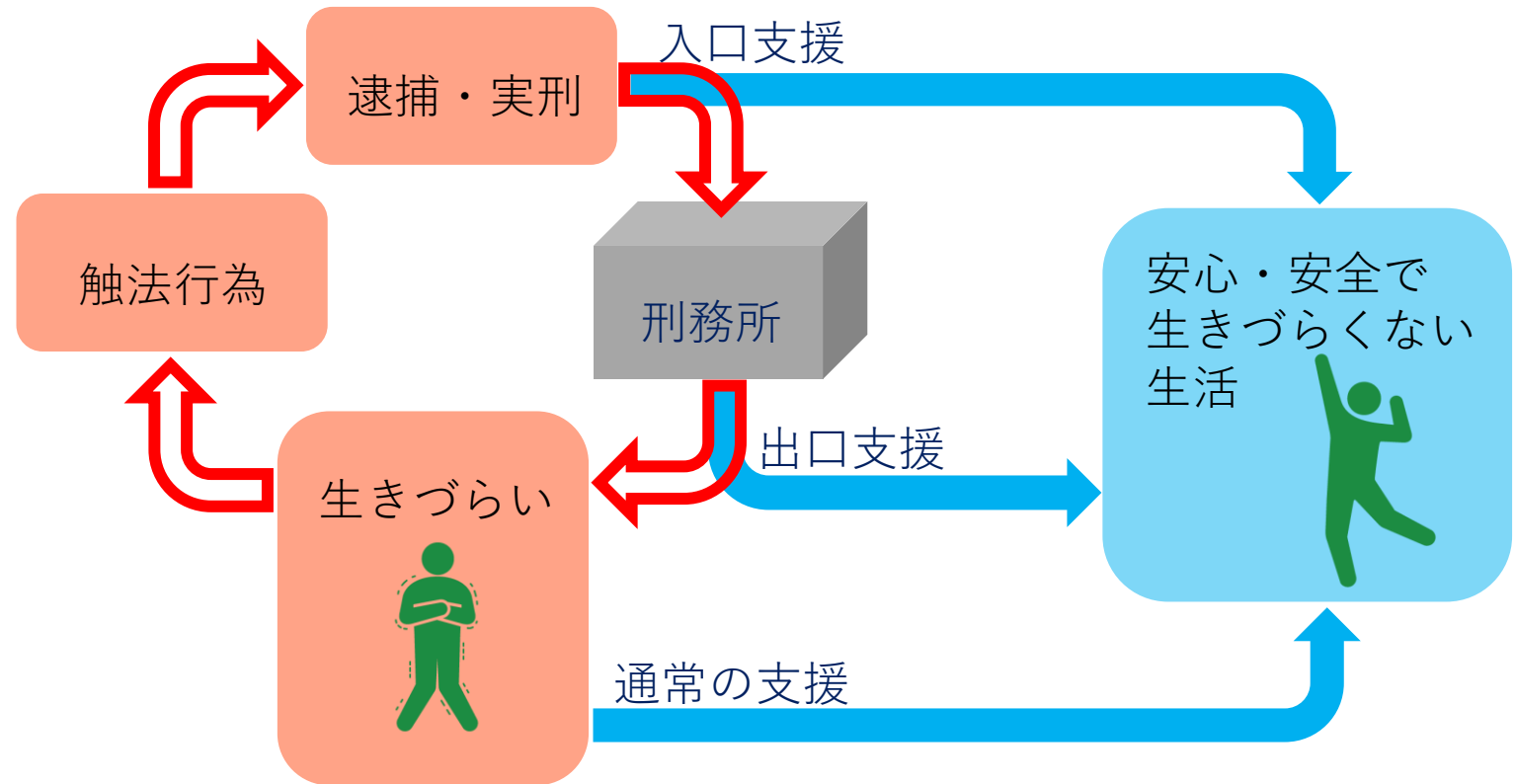


入口支援の“概観”

社会福祉士
小川多雅之

触法行為者を支援する意義

- ・ 障害、貧困、生い立ちの不遇等により生きづらさを抱えているが、支援が届いていない。
- ・ 生きづらさが犯罪として顕在化する。
- ・ 罰するだけでは生きづらさは解消されず、再び罪を繰り返し負のスパイラルに陥る。
- ・ どこかで支援を行うことにより生きづらさを緩和し、負のスパイラルから遠ざける。
- ・ 加害者にさせないことは、被害者を生まないことでもある。



触法障がい者・高齢者支援年表(概略)

- 2003年 山本譲司『獄窓記』発表「刑務所の中に福祉的支援の必要な人がいる」
- 2006年 下関駅放火事件。前科10犯の高齢知的障害者。「刑務所に戻りたかった」
厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」
- 2007年 刑務所に社会福祉士の配置開始 →**出口**
- 2009年 保護観察所に調整担当官の配置開始 →**出口**
各都道府県に地域生活定着支援センターの設置開始 →**出口・入口**
指定更生保護施設に福祉スタッフの配置開始 →**出口・入口**
- 2013年 検察庁に社会福祉アドバイザー配置開始 →**入口**
- 2018年 地域再犯防止推進モデル事業実施
- 2021年 被疑者等支援業務事業実施 →**入口**



入口支援の必要性

- 「特別調整」の仕組みや矯正施設・保護観察所への社会福祉士への配置など、最初は出口支援に力点が置かれていた。
- 出口支援だけでは不十分な理由
 - 刑務所経験は主体性を奪い、生きづらさを悪化させる可能性がある。
 - 起訴猶予や執行猶予で許されている内に支援を行うことで、刑務所を回避できる可能性がある。
 - 入口支援の方が対象者の規模が大きい。

・・・など

刑務所まで行く人はごく一部

※『令和4年度版犯罪白書』より

刑法犯	検挙人数	起訴人数	刑務所入所人数	検挙人数÷服役人数 (%)
総数	175041人	62396人	16,152人	約9%

4-10-2-1表

精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和3年)

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	16,152	2,475 (15.3)	297 (1.8)	66 (0.4)	414 (2.6)	...	1,698 (10.5)
少年院入院者	1,377	413 (30.0)	95 (6.9)	4 (0.3)	9 (0.7)	231 (16.8)	74 (5.4)

注 1 矯正統計年報による。

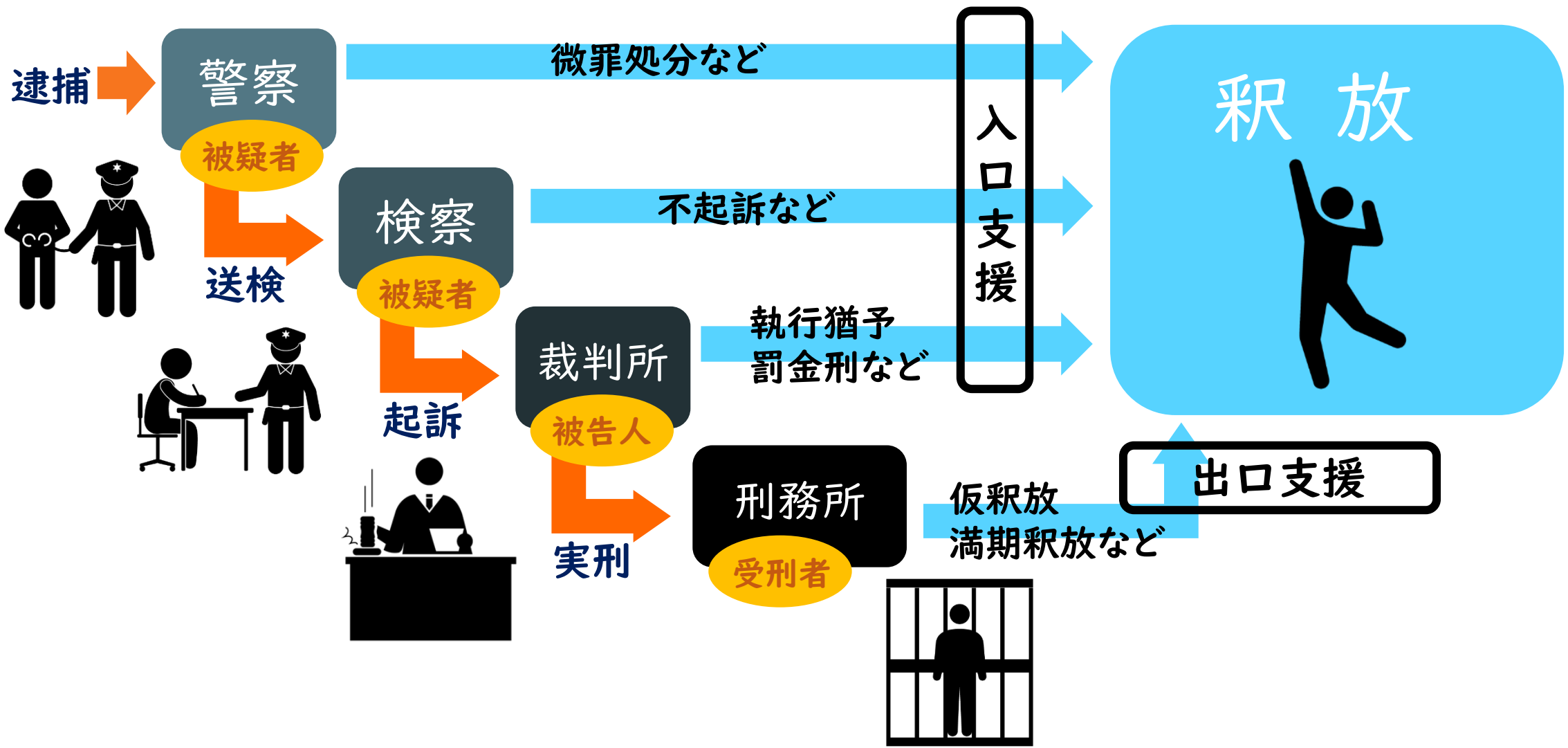
2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。

3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。

4 ()内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

※刑事司法手続きの途中で年度が変わる場合があるため、厳密な数値ではない。

刑事手続きの流れ(成人)



『福祉の司法化』に注意

- “再犯防止”という言葉に潜むニュアンスに注意。
- 再犯させたくないという思いが、本人の権利を奪ってしまうことにならないように。

『司法の福祉化』の例

本人の納得していない行動制限をかける／本人のプライベートな時間・空間を監視する
不適切な行動を回避させるために罰を設定する／本人の望まない支援を強要する
本人から選択権を奪う／本人の金品を勝手に預かる／怒鳴って従わせる・・・等々。

→「刑務所と一緒にや」「刑務所の方がマシや」

とは言っても・・・

- ・リスクが高いときには行動制限をかけたり、管理を強化したりせざるを得ないことがある。
- ・本人自身で課題を理解し、コントロールできるようになるには時間がかかる。
 - 極力、サービス利用前に制限設けることを本人に説明し、了解を得る。
 - 他の支援関係者には課題を共有し、制限をかけることの理解を得る。
 - 何らかの制限を設ける場合は、段階的に緩和していく方針を立てる。
(スモールステップがおすすめ)
 - 支援者は支援対象者と対立するのではなく、支援者の横で課題と向き合うスタンスで。



加算を活用する

【地域生活移行個別支援特別加算】

→グループホーム、宿泊型自立訓練、障がい者支援施設

【社会生活支援特別加算】

→自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型／B型

- ・矯正施設(刑務所、拘置所など)に入所していた人などが対象
- ・最長3年間適用
- ・有資格者による指導体制、年一回以上の研修実施等いくつか条件あり

→支援体制の充実や、工夫をしやすくなる。

理解を
深める
おすすめ
書籍

編著 水藤昌彦
著 関口清美 益子千枝
服止ネネ

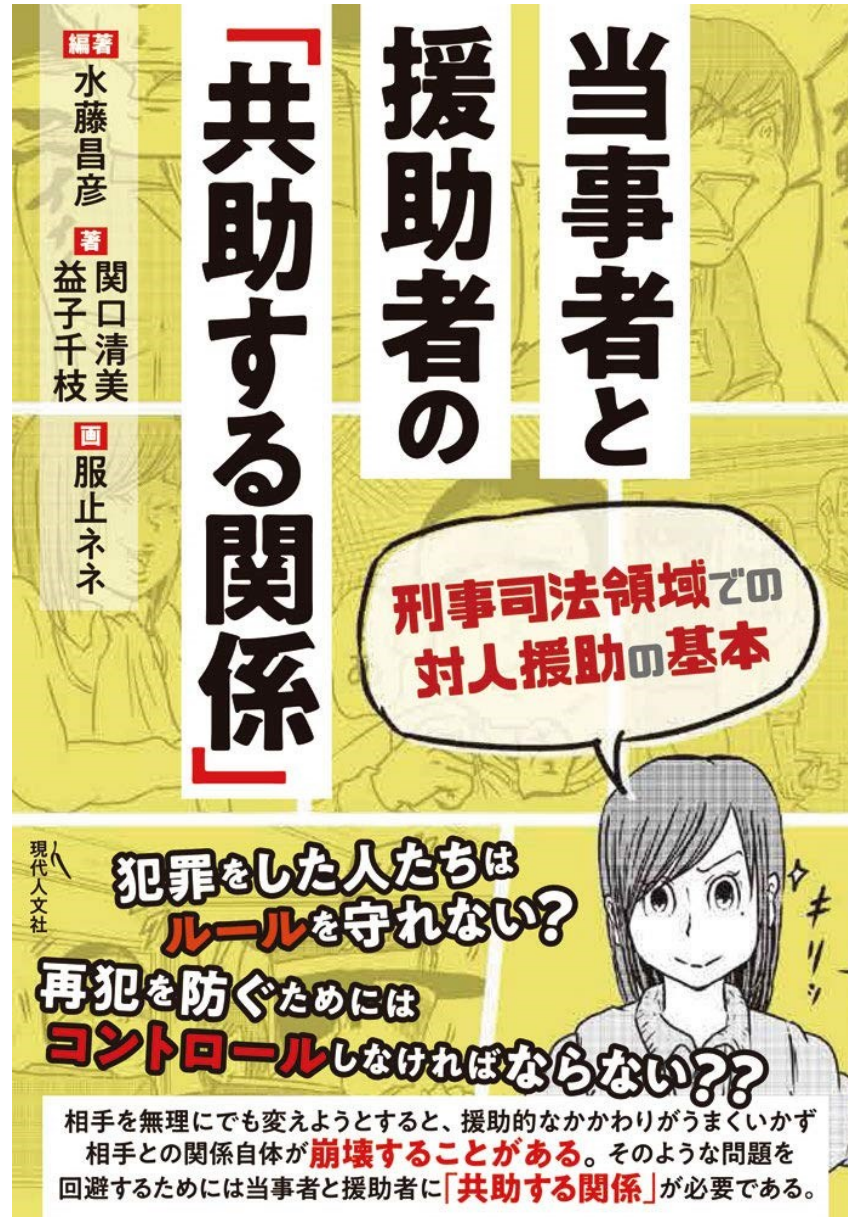
「共助する関係」

当事者と 援助者の

刑事司法領域での
対人援助の基本

犯罪をした人たちは
ルールを守れない？
再犯を防ぐためには
コントロールしなければならない??

相手を無理にでも変えようとする、援助的なかかわりがうまくいかず
相手との関係自体が崩壊することがある。そのような問題を
回避するためには当事者と援助者に「共助する関係」が必要である。



更生支援 計画をつくる

を

罪に問われた
障害のある人
への支援

編者 一般社団法人東京TSネット
監修 堀江まゆみ 水藤昌彦

現代人文社

